

改 正 案	現 行
<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1-1条 ~ 第1-5条 [略]</p> <p>第1-6条 管理技術者</p> <p>1 ~ 5 [略]</p> <p><u>6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p>第1-7条 ~ 第1-9条 [略]</p> <p>第1-10条 業務計画書</p> <p>[略]</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) ~ (11) [略]</p> <p><u>なお、(2) 業務内容及び方法又は(11)その他には、第1-32条安全等の確保、第1-36条個人情報の取扱い及び第1-37条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p>3 ~ 4 [略]</p> <p>第1-11条 ~ 第1-28条 [略]</p> <p>第1-29条 再委託</p> <p>[略]</p> <p>2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、<u>速記録の作成、</u>トレース、模型製作、計算処理（<u>単純な電算処理に限る</u>）、<u>データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項</u>の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。</p> <p>3 ~ 4 [略]</p> <p>第1-30条 ~ 第1-35条 [略]</p> <p>第1-36条 個人情報の取扱い</p> <p><u>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 秘密の保持</p> <p><u>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</u></p> <p>3 取得の制限</p> <p><u>受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</u></p> <p>4 利用及び提供の制限</p> <p><u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p> <p>5 複写等の禁止</p> <p><u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1-1条 ~ 第1-5条 [略]</p> <p>第1-6条 管理技術者</p> <p>1 ~ 5 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>第1-7条 ~ 第1-9条 [略]</p> <p>第1-10条 業務計画書</p> <p>[略]</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) ~ (11) [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>3 ~ 4 [略]</p> <p>第1-11条 ~ 第1-28条 [略]</p> <p>第1-29条 再委託</p> <p>[略]</p> <p>2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、<u>資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。</u></p> <p>3 ~ 4 [略]</p> <p>第1-30条 ~ 第1-35条 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p>

地質・土質調査業務共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<p>6 再委託の禁止及び再委託時の措置 <u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。</u> <u>なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>7 事案発生時における報告 <u>受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</u></p> <p>8 資料等の返却等 <u>受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</u></p> <p>9 管理の確認等 <u>(1)受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期検査等により確認し、発注者に報告するものとする。</u> <u>(2)発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。</u></p> <p>10 管理体制の整備 <u>受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1-10条で示す業務計画書に記載するものとする。</u></p> <p>11 従事者への周知 <u>受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</u></p> <p>第1-37条 行政情報流出防止対策の強化 <u>受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1-10条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</u></p> <p>2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 <u>(関係法令等の遵守)</u> <u>行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</u> <u>(行政情報の目的外使用の禁止)</u> <u>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</u> <u>(社員等に対する指導)</u> <u>(1)受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</u> <u>(2)受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</u> <u>(3)受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</u> <u>(契約終了時等における行政情報の返却)</u> <u>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速や</u></p>	<p>[新設]</p>

地質・土質調査業務共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<p><u>かに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</u> <u>(電子情報の管理体制の確保)</u> <u>(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1-10条で示す業務計画書に記載するものとする。</u> <u>(2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</u> <u>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</u> <u>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</u> <u>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</u> <u>(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)</u> <u>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</u> <u>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</u> <u>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</u> <u>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</u> <u>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</u> <u>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</u> <u>(事故の発生時の措置)</u> <u>(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</u> <u>(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</u> <u>3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</u></p> <p>第1-38条 保険加入の義務 <u>受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p> <p>第2章 地形、地質踏査 [略] 第3章 ボーリング調査 第3-1条～第3-2条 [略] 第3-3条 調査方法 1～6 [略] <u>[削る]</u> <u>7 孔口は、ケーシングパイプ又は、ドライブパイプで保護するものとする。</u> <u>8 掘進中は、深度、作業前後の孔内水位、掘進速度、ロッドの手ごたえ、給水量、圧力計、循環水量（漏湧水量）及び色、スライムの状態、混入物の状態等に絶えず注意し、変化した場合は、深度とともにただちに記録するものとする。</u> <u>9 孔壁崩壊のおそれがある場合には、速やかに監督職員に連絡し、その指示を受けなければならない。</u> <u>10 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく排除するものとする。</u> <u>11 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水、漏水等に十分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。</u> <u>12 コア採取を目的とするボーリングにあっては、次の各号に掲げる事項によるものとする。</u> (1)～(9) [略] <u>13 ノンコアボーリングは、原則として1mごと又は岩質の変わるごとにスライムを採取し、深度を明記した標本ビン等に保存するものとする。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p> <p>第2章 地形、地質踏査 [略] 第3章 ボーリング調査 第3-1条～第3-2条 [略] 第3-3条 調査方法 1～6 [略] <u>7 土質地盤の掘削は、地下水の確認ができる深さまで原則として無水掘とする。</u> <u>8 孔口は、ケーシングパイプ又は、ドライブパイプで保護するものとする。</u> <u>9 掘進中は、深度、作業前後の孔内水位、掘進速度、ロッドの手ごたえ、給水量、圧力計、循環水量（漏湧水量）及び色、スライムの状態、混入物の状態等に絶えず注意し、変化した場合は、深度とともにただちに記録するものとする。</u> <u>10 孔壁崩壊のおそれがある場合には、速やかに監督職員に連絡し、その指示を受けなければならない。</u> <u>11 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく排除するものとする。</u> <u>12 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水、漏水等に十分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。</u> <u>13 コア採取を目的とするボーリングにあっては、次の各号に掲げる事項によるものとする。</u> (1)～(9) [略] <u>14 ノンコアボーリングは、原則として1mごと又は岩質の変わるごとにスライムを採取し、深度を明記した標本ビン等に保存するものとする。</u></p>

地質・土質調査業務共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<p><u>14</u> 孔内地下水位は、毎日作業終了時と翌日の作業開始前に測定し、翌日の作業開始前の水位をその深度における孔内地下水位とする。</p> <p><u>15</u> 水平ボーリングを施工する場合のケーシングの挿入段数、仕上げ方法等は、仕様書等によるものとする。 (1) 地すべり調査等は掘削長まで<u>硬質ポリ塩化ビニル管</u>を挿入する。調査結果により10～20cm 千鳥に径5mm 以上のストレーナーを切る。また、外周には必要に応じて<u>ビニル管</u>のフィルター機能をもつ材料をもって被覆する。 (2) [略]</p> <p><u>16</u> <u>試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。</u> <u>ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。</u> <u>※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。</u> <u>※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取資料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</u></p> <p>第3-4条～第3-5条 [略] 第3-6条 検尺 <u>掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として調査職員が立会のうネロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。</u></p> <p>第3-7条～第3-9条 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>第5章 サウンディング</p> <p>第1節 概要 [略]</p> <p>第2節 標準貫入試験</p> <p>第5-2条 目的 この試験は、原位置における<u>地盤の硬軟や、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。</u></p> <p>第5-3条～第5-4条 [略]</p> <p>第3節～第4節 [略]</p> <p>第5節 スウェーデン式サウンディング試験</p> <p>第5-11条 目的 この試験は、<u>深さ10m程度の軟弱地盤</u>における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合又は土層の構成を判定するために行うものである。</p> <p>第5-12条～第5-13条 [略]</p> <p>第6節 簡易動的コーン貫入試験</p> <p>第6-14条 目的 <u>この試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは支持力を判定することを目的とする。</u></p> <p>第6-15条 試験方法 <u>試験方法及び器具は、JGS1433（簡易動的コーン貫入試験）によるものとする。</u> <u>2 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。</u> <u>3 コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の傾斜角度をできるかぎり記録するも</u></p>	<p><u>15</u> 孔内地下水位は、毎日作業終了時と翌日の作業開始前に測定し、翌日の作業開始前の水位をその深度における孔内地下水位とする。</p> <p><u>16</u> 水平ボーリングを施工する場合のケーシングの挿入段数、仕上げ方法等は、仕様書等によるものとする。 (1) 地すべり調査等は掘削長まで<u>硬質塩化ビニル管</u>を挿入する。調査結果により10～20cm 千鳥に径5mm 以上のストレーナーを切る。また、外周には必要に応じて<u>ビニル管</u>のフィルター機能をもつ材料をもって被覆する。 (2) [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>第3-4条～第3-5条 [略] 第3-6条 検尺 <u>ボーリング延長の確認は、調査目的を終了後、原則として調査職員立会のうえ、ロッドを挿入して行うものとする。</u></p> <p>第3-7条～第3-9条 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>第5章 サウンディング</p> <p>第1節 概要 [略]</p> <p>第2節 標準貫入試験</p> <p>第5-2条 目的 この試験は、原位置における<u>土の硬軟や、締まり具合の相対値を知るために行うものである。</u></p> <p>第5-3条～第5-4条 [略]</p> <p>第3節～第4節 [略]</p> <p>第5節 スウェーデン式サウンディング試験</p> <p>第5-11条 目的 この試験は、<u>比較的浅い原位置</u>における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合又は土層の構成を判定するために行うものである。</p> <p>第5-12条～第5-13条 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p>

地質・土質調査業務共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<p><u>のとする。</u> <u>4 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は調査職員と協議するものとする。</u></p> <p>第6-16条 成果物 <u>成果物は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 調査位置案内図、調査位置平面図</u> <u>(2) 調査結果については、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1433 に準拠して整理する。</u></p> <p>第6章～第12章 [略]</p>	<p>第6章～第12章 [略]</p>

測量業務共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<p>第1条 ～ 第6条 [略]</p> <p>第7条 管理技術者 受注者は、測量業務等における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。 2 ～ 5 [略]</p> <p><u>6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p>第8条 ～ 第11条 [略]</p> <p>第11条 業務計画書 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1) ～ (11) <u>なお、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、第32条安全等の確保、第36条個人情報の取扱い及び第37条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p>3 ～ 4 [略]</p> <p>第12条 ～ 第28条 [略]</p> <p>第29条 再委託 約款第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。 (1) 測量業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理<u>(単純な電算処理に限る)</u>、<u>データ入力</u>、トレース、資料整理、模型製作、<u>速記録の作成、アンケート票の配布、電子納品の作成作業</u>などの簡易な業務、<u>その他特記仕様書に定める事項</u>の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。 3 ～ 4 [略]</p> <p>第30条 ～ 第35条 [略]</p> <p>第36条 個人情報の取扱い <u>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 秘密の保持 <u>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</u></p> <p>3 取得の制限 <u>受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明</u></p>	<p>第1条 ～ 第6条 [略]</p> <p>第7条 管理技術者 受注者は、測量業務等における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。 2 ～ 5 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>第8条 ～ 第11条 [略]</p> <p>第11条 業務計画書 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1) ～ (11) <u>[新設]</u></p> <p>3 ～ 4 [略]</p> <p>第12条 ～ 第28条 [略]</p> <p>第29条 再委託 約款第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。 (1) 測量業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。 3 ～ 4 [略]</p> <p>第30条 ～ 第35条 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p>

測量業務共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<p><u>示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</u></p> <p><u>4 利用及び提供の制限</u> <u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p> <p><u>5 複写等の禁止</u> <u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</u></p> <p><u>6 再委託の禁止及び再委託時の措置</u> <u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>7 事案発生時における報告</u> <u>受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</u></p> <p><u>8 資料等の返却等</u> <u>受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</u></p> <p><u>9 管理の確認等</u> <u>(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期検査等により確認し、発注者に報告するものとする。</u> <u>(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。</u></p> <p><u>10 管理体制の整備</u> <u>受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第11条で示す業務計画書に記載するものとする。</u></p> <p><u>11 従事者への周知</u> <u>受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</u></p>	

測量業務共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<p>第37条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p><u>受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第11条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</u></p> <p><u>2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(関係法令等の遵守)</u></p> <p><u>行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</u></p> <p><u>(行政情報の目的外使用の禁止)</u></p> <p><u>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</u></p> <p><u>(社員等に対する指導)</u></p> <p><u>(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</u></p> <p><u>(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</u></p> <p><u>(契約終了時等における行政情報の返却)</u></p> <p><u>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</u></p> <p><u>(電子情報の管理体制の確保)</u></p> <p><u>(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第11条で示す業務計画書に記載するものとする。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</u></p> <p><u>(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)</u></p> <p><u>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</u></p> <p><u>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</u></p> <p><u>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</u></p> <p><u>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</u></p> <p><u>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</u></p> <p><u>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</u></p> <p><u>(事故の発生時の措置)</u></p> <p><u>(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>

測量業務共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<p><u>(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</u></p> <p>第38条 保険加入の義務</p> <p><u>受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>

設計業務共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<p>第1章 総 則</p> <p>第1-1条 [略]</p> <p>第1-2条 ~ 第1-3条 [略]</p> <p>第1-4条 設計図書の支給及び点検</p> <p>受注者からの要求があり、調査職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。 ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。</p> <p>2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第1-5条 [略]</p> <p>第1-6条 管理技術者</p> <p>受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならない。</p> <p>3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士(農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、<u>農業水利施設補修工事品質管理士【コンクリート構造物分野】（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）</u>又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>4 ~ 6 [略]</p> <p><u>7 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p>第1-7条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>受注者は、発注者が設計図書において定める場合には、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 ~ 5 [略]</p> <p><u>6 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p>第1-8条 ~ 第1-10条 [略]</p> <p>第1-11条 業務計画書</p> <p>受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) ~ (10) [略]</p> <p><u>なお、(2)実施方針又は(10)その他には、第1-31条安全等の確保、第1-35条個人情報の取扱い及び第1-36条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p><u>また、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合には、業務計画書に照査技術者及び照査計画についても記載するものとする。</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1-1条 [略]</p> <p>第1-2条 ~ 第1-3条 [略]</p> <p>第1-4条 設計図書の支給及び点検</p> <p>受注者からの要求があり、調査職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。 ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。</p> <p>2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、調査職員に<u>書面により</u>報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第1-5条 [略]</p> <p>第1-6条 管理技術者</p> <p>受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならない。</p> <p>3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士(農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)、農業農村地理情報システム技士(地理情報システムに関する業務に限る)又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>4 ~ 6 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>第1-7条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>受注者は、発注者が設計図書において定める場合には、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 ~ 5 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>第1-8条 ~ 第1-10条 [略]</p> <p>第1-11条 業務計画書</p> <p>受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) ~ (10) [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合には、照査計画についても記載するものとする。</u></p>

設計業務共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<p>第1-12条 ~ 第1-27条 [略] 第1-28条 再委託 約款第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。 (1) ~ (10) [略] 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、トレース、資料整理、模型製作、速記録の作成、翻訳、アンケート票の配布、電子納品の作成作業などの簡易な業務、<u>その他特記仕様書に定める事項</u>の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。 3 ~ 4 [略]</p> <p>第1-29条 ~ 第1-34条 [略]</p> <p>第1-35条 個人情報の取扱い <u>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u> 2 秘密の保持 <u>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</u> 3 取得の制限 <u>受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</u> 4 利用及び提供の制限 <u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u> 5 複写等の禁止 <u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</u> 6 再委託の禁止及び再委託時の措置 <u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。</u> <u>なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</u> 7 事案発生時における報告 <u>受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</u> 8 資料等の返却等 <u>受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。</u></p>	<p>第1-12条 ~ 第1-27条 [略] 第1-28条 再委託 約款第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。 (1) ~ (10) [略] 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。 3 ~ 4 [略]</p> <p>第1-29条 ~ 第1-34条 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p>

設計業務共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<p><u>ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</u></p> <p><u>9 管理の確認等</u></p> <p><u>(1)受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期検査等により確認し、発注者に報告するものとする。</u></p> <p><u>(2)発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。</u></p> <p><u>10 管理体制の整備</u></p> <p><u>受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1-11条で示す業務計画書に記載するものとする。</u></p> <p><u>11 従事者への周知</u></p> <p><u>受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</u></p> <p>第1-36条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p><u>受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1-11条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</u></p> <p><u>2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(関係法令等の遵守)</u></p> <p><u>行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</u></p> <p><u>(行政情報の目的外使用の禁止)</u></p> <p><u>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</u></p> <p><u>(社員等に対する指導)</u></p> <p><u>(1)受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>(2)受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</u></p> <p><u>(3)受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</u></p> <p><u>(契約終了時等における行政情報の返却)</u></p> <p><u>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</u></p> <p><u>(電子情報の管理体制の確保)</u></p> <p><u>(1)受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1-11条で示す業務計画書に記載するものとする。</u></p> <p><u>(2)受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</u></p> <p><u>(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)</u></p> <p><u>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</u></p>	<p>[新設]</p>

設計業務共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<p><u>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</u> <u>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</u> <u>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</u> <u>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</u> <u>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</u> <u>(事故の発生時の措置)</u> <u>(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</u> <u>(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</u> <u>3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</u></p> <p>第1-37条 保険加入の義務</p> <p><u>受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>

用地調査等共通仕様書の一部改正について

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">用地調査等共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>第8条 管理技術者 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、受注者に通知するものとする。</p> <p>2～7 略</p> <p><u>8 監理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p>第9条 照査技術者及び照査の実施 略</p> <p>2～6 略</p> <p><u>7 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p>第10条～第14条 略</p> <p>第15条 地元関係者との交渉等 略</p> <p>2 略</p> <p>3 受注者は、設計図書のと定め、又は調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明等を行う場合には、説明等の内容を随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。</p> <p>4～5 略</p> <p>第16条～第18条 略</p> <p>第19条 検査 略</p> <p>2 受注者は、用地調査等業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備しなければならないものとし、提供しなければならない。また、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>3 略</p> <p>第20条～第23条 略</p> <p>第24条 業務の中止 発注者は、約款第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に通知し、必要と認める期間、用地調査等業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による用地調査等業務の中断については、第32条に定めるところにより、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">用地調査等共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>第8条 管理技術者 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、受注者に通知するものとする。<u>管理技術者を変更したときも、同様とする。</u></p> <p>2～7 略</p> <p>【新設】</p> <p>第9条 照査技術者及び照査の実施 略</p> <p>2～6 略</p> <p>【新設】</p> <p>第10条～第14条 略</p> <p>第15条 地元関係者との交渉等 略</p> <p>2 略</p> <p>3 受注者は、設計図書のと定め、又は調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明等を行う場合には、説明等の内容を<u>書面により</u>随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。</p> <p>4～5 略</p> <p>第16条～第18条 略</p> <p>第19条 検査 略</p> <p>2 受注者は、用地調査等業務の検査に先立って受注者に対して<u>書面をもって</u>、検査日を通知するものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備しなければならないものとし、提供しなければならない。また、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>3 略</p> <p>第20条～第23条 略</p> <p>第24条 業務の中止 発注者は、約款第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に<u>書面をもって</u>通知し、必要と認める期間、用地調査等業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による用地調査等業務の中断については、第32条に定めるところにより、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>

(1)～(6) 略

2～3 略

第25条～第27条 略

第28条 再委託

略

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料整理、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

3～4 略

第29条～第34条 略

第35条 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委

(1)～(6) 略

2～3 略

第25条～第27条 略

第28条 再委託

略

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

3～4 略

第29条～第34条 略

【新設】

託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第40条で示す業務計画書に記載するものとする。

11 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第36条 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第40条で示す業務計画書に流出防止対策を記載するものとする。

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(1) 関係法令等の遵守

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(2) 行政情報の目的外使用の禁止

受注者は、発注者の許可なく本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的外に使用してはならない。

(3) 社員等に対する指導

① 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

② 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

③ 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託する場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(4) 契約終了時等における行政情報の返却

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(5) 電子情報の管理体制の確保

① 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第40条で示す業務計画書に記載するものとする。

② 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

ア 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

イ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ウ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(6) 電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

ア 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

イ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ウ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

エ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

オ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(7) 事故の発生時の措置

① 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合に

【新設】

は、速やかに発注者に届け出るものとする。

② この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第37条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2章 用地調査等業務の基本的処理

第1節 用地調査等業務の実施手続

第38条 打合せ等
略

第39条 現地踏査
略

第40条 業務計画書
略

2 略
(1)～(12) 略

なお、(2) 実施方針又は(12) その他には、第31条安全等の確保、第35条個人情報の取扱い及び第36条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

3～5 略

第41条 調査職員への進捗状況の報告
略

第42条 土地への立入り等
略

2 受注者は、用地調査等業務の実施のため植物、かき、さく等（以下「障害物」という。）の除去又は土地又は工作物を一時使用する場合には、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該権利者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入り等について、当該権利者の許可は発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者は、これに協力しなければならない。

3～5 略

第43条 算定資料
略

第2節 数量等の処理

第44条 土地の面積計算数値の取扱い
略

【新設】

第2章 用地調査等業務の基本的処理

第1節 用地調査等業務の実施手続

第35条 打合せ等
略

第36条 現地踏査
略

第37条 業務計画書
略

2 略
(1)～(12) 略

【新設】

3～5 略

第38条 調査職員への進捗状況の報告
略

第39条 土地への立入り等
略

2 受注者は、用地調査等業務の実施のため植物伐採、かき、さく等（以下「障害物」という。）の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該権利者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入り等について、当該権利者の許可は発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者は、これに協力しなければならない。

3～5 略

第40条 算定資料
略

第2節 数量等の処理

第41条 土地の面積計算数値の取扱い
略

第45条 建物等の計測

略

第46条 図面等に表示する数値及び面積計算

略

第47条 計算数値の取扱い

略

第48条 補償額算定調書に計上する数値

補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、**第45条**による計測値を基に算出した数値とする。

- (1) 建物の延べ床面積は、**第46条**第3項で算出した数値とする。
- (2) 略

第49条 補償額等の端数処理

建物等の補償額の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切捨てとする。

- (1) 補償単価及び資材価格等は、次による。
100円未満のとき…………… 1円未満切捨て
100円以上10,000円未満のとき…………… 10円未満切捨て
10,000円以上のとき…………… 100円未満切捨て
- (2) 共通仮設費及び諸経費にあつては、100円未満を切捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切捨てとする。

【削る】

【削る】

第3章 権利調査

第1節 調査

第50条 権利調査

略

第51条 地図等の転写

略

第52条 土地の登記記録の調査

略

第53条 建物の登記記録の調査

建物の登記記録の調査は、**第51条**で作成した地図から調査区域内の建物に係る次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1)～(6) 略

第42条 建物等の計測

略

第43条 図面等に表示する数値及び面積計算

略

第44条 計算数値の取扱い

略

第45条 補償額算定調書に計上する数値

補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、**第42条**による計測値を基に算出した数値とする。

- (1) 建物の延べ床面積は、**第43条**第3項で算出した数値とする。
- (2) 略

第46条 補償額等の端数処理

補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

- (1) 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。
100円未満のとき…………… 1円未満切捨て
100円以上10,000円未満のとき…………… 10円未満切捨て
10,000円以上のとき…………… 100円未満切捨て
- (2) 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100円未満を切捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切捨てとする。
- (3) 建物の1平方メートル当たりで算出する単価（現在価格等）は、100円未満切捨てとする。
- (4) 工作物等の補償単価は、次による。
100円未満のとき…………… 1円未満切捨て
100円以上10,000円未満のとき…………… 10円未満切捨て
10,000円以上のとき…………… 100円未満切捨て

第3章 権利調査

第1節 調査

第47条 権利調査

略

第48条 地図等の転写

略

第49条 土地の登記記録の調査

略

第50条 建物の登記記録の調査

建物の登記記録の調査は、**第48条**で作成した地図から調査区域内の建物に係る次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1)～(6) 略

第54条 権利者の確認調査

略

第55条 墓地管理者等の調査

略

第56条 土地利用履歴等の調査

略

第2節 調査書等の作成

第57条 転写連続地図の作成

第51条第1項により転写した地図は、各葉を転写して連続させた地図（以下「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- (1) 略
- (2) **第52条**第3号で調査した登記名義人の氏名等
- (3) 略

第58条 調査書の作成

第52条から**第55条**までに調査した事項については、土地の登記記録調査表、建物の登記記録調査表、権利者調査表、墓地管理者調査表及び墓地使用（祭祀）者調査表に所定の事項を記載するものとする。

- 2 略
- 3 土地利用履歴等の調査表は、**第56条**の結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第4章 用地測量

第1節 境界確認

第59条 用地測量

略

第60条 公共用地境界の打合せ

略

第61条 資料の作成及び立合い

略

- 2 略
- 3 前条の打合せの結果、**第57条**により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合、必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から**第65条**第2項に準じた同意を得るものとする。

第62条 境界確定後の図書の作成

略

第63条 立会い準備

調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を**第52条**から**第55条**までの調査結果を基に作成するものとする。

- 2 略

第51条 権利者の確認調査

略

第52条 墓地管理者等の調査

略

第53条 土地利用履歴等の調査

略

第2節 調査書等の作成

第54条 転写連続地図の作成

第48条第1項により転写した地図は、各葉を転写して連続させた地図（以下「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- (1) 略
- (2) **第49条**第3号で調査した登記名義人の氏名等
- (3) 略

第55条 調査書の作成

第49条から**第52条**までに調査した事項については、土地の登記記録調査表、建物の登記記録調査表、権利者調査表、墓地管理者調査表及び墓地使用（祭祀）者調査表に所定の事項を記載するものとする。

- 2 略
- 3 土地利用履歴等の調査表は、**第53条**の結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第4章 用地測量

第1節 境界確認

第56条 用地測量

略

第57条 公共用地境界の打合せ

略

第58条 資料の作成及び立合い

略

- 2 略
- 3 前条の打合せの結果、**第54条**により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合、必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から**第62条**第2項に準じた同意を得るものとする。

第59条 境界確定後の図書の作成

略

第60条 立会い準備

調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を**第49条**から**第52条**までの調査結果を基に作成するものとする。

- 2 略

第64条 境界立会いの画地及び範囲

略

第65条 境界立会い

略

第66条 復元測量

略

第2節 境界測量

第67条 用地測量の基準点

略

第68条 境界測量

略

第69条 補助基準点の設置

略

第70条 準拠点の設置

略

第71条 用地境界仮杭の設置

境界測量等の作業が完了し用地取得等の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づき トータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

(1) ～ (3) 略

2 略

第72条 境界点間測量

略

第3節 面積計算の範囲

第73条 面積計算の範囲

略

第74条 面積計算の方法

略

第4節 用地実測図等の作成

第75条 用地実測図原図の作成

略

(1) 略

- ① 土地の測量に従事した者の記名押印
- ② 道路名及び水路名
- ③ 建物及び工作物

(2) 略

第61条 境界立会いの画地及び範囲

略

第62条 境界立会い

略

第63条 復元測量

略

第2節 境界測量

第64条 用地測量の基準点

略

第65条 境界測量

略

第66条 補助基準点の設置

略

第67条 準拠点の設置

略

第68条 用地境界仮杭の設置

境界測量等の作業が完了し用地取得等の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づき TS等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

(1) ～ (3) 略

2 略

第69条 境界点間測量

略

第3節 面積計算の範囲

第70条 面積計算の範囲

略

第71条 面積計算の方法

略

第4節 用地実測図等の作成

第72条 用地実測図原図の作成

略

(1) 略

- ① 土地の測量に従事した者の記名押印
- ② 道路名、水路名
- ③ 建物及び工作物

(2) 略

第76条 用地平面図等の作成

略

第77条 土地調書の作成

略

第78条 予定分筆

略

第79条 用地境界杭の設置

略

第5章 登記資料収集整理等

第80条 登記資料収集整理

略

第81条 地積測量図（案）等の作成

略

第82条 協議

受注者は、**第80条**で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を受けなければならない。

第83条 責務

略

第6章 建物等の調査

第1節 調査

第84条 建物等の調査

略

第85条 建物等の配置等

略

第86条 法令適合性の調査

略

第87条 木造建物

木造建物〔I〕の調査は、別に定める建物移転料算定要領（平成28年3月31日付け27農振第2406号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。（以下「建物要領」という。）別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）に準じて行うものとする。

2～3 略

第88条 木造特殊建物

略

第89条 非木造建物

非木造建物〔I〕の調査は、別に定める建物移転料算定要領（平成28年3月31日付け27農振第2406号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。（以下「建物要領」という。）別添二非木造建物調査積算要領（以下「非

第73条 用地平面図等の作成

略

第74条 土地調書の作成

略

第75条 予定分筆

略

第76条 用地境界杭の設置

略

第5章 登記資料収集整理等

第77条 登記資料収集整理

略

第78条 地積測量図（案）等の作成

略

第79条 協議

受注者は、**第77条**で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を受けなければならない。

第80条 責務

略

第6章 建物等の調査

第1節 調査

第81条 建物等の調査

略

第82条 建物等の配置等

略

第83条 法令適合性の調査

略

第84条 木造建物

木造建物〔I〕の調査は、別に定める木造建物調査積算要領（平成27年3月31日付け26農振第2270号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「木造建物要領」という。）に準じて行うものとする。

2～3 略

第85条 木造特殊建物

略

第86条 非木造建物

非木造建物〔I〕の調査は、別に定める非木造建物調査積算要領（平成27年3月31日付け26農振第2271号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「非木造建物要領」という。）に準じて行うものとする。

木造建物要領」という。)に準じて行うものとする。

2 略

第90条 機械設備
略

第91条 生産設備
略

- (1) ~ (2) 略
- (3) 規模(形式及び寸法)材質及び数量
- (4) ~ (8) 略

第92条 附帯工作物
略

第93条 庭園
略

第94条 墳墓
略

第95条 立竹木等
略

- (1) 庭木等(観賞樹、効用樹及び風致木等)の調査
 - ①~④ 略
- (2) 用材林立木の調査
 - ① 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、**林齢**(又は植林年次)、人工林・天然生林の別、調査対象の土地1ヘクタール当たりの植栽本数、管理の状況(表2の判定基準による区分)等を調査する。

表2 略

- ② 略
 - ア 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況及び植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。

イ 略

(3) 略

(4) 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、幹周、樹高、樹齢(又は植付年次)、管理の状況等を調査する。**また**、樹園地に囲障、吊り棚等の工

作物が存するときは、これらについても**第92条**の例により調査する。

(5) ~ (9) 略

第96条 石綿
略

第2節 調査書等の作成

第97条 建物等の配置図の作成
略

- (1) ~ (2) 略
- (3) 用紙は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格A列3番を用いる。

2 略

第87条 機械設備
略

第88条 生産設備
略

- (1) ~ (2) 略
- (3) 規模(形式、寸法)材質及び数量
- (4) ~ (8) 略

第89条 附帯工作物
略

第90条 庭園
略

第91条 墳墓
略

第92条 立竹木等
略

- (1) 庭木等(観賞樹、効用樹、風致木等)の調査
 - ①~④ 略
- (2) 用材林立木の調査
 - ① 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、**林令**(又は植林年次)、人工林・天然生林の別、調査対象の土地1ヘクタール当たりの植栽本数、管理の状況(表2の判定基準による区分)等を調査する。

表2 略

- ② 略
 - ア 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況、植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。

イ 略

(3) 略

(4) 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、幹周、樹高、樹齢(又は植付年次)、管理の状況等を調査する。樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても**第89条**の例により調査する。

(5) ~ (9) 略

第93条 石綿
略

第2節 調査書等の作成

第94条 建物等の配置図の作成
略

- (1) ~ (2) 略
- (3) 用紙は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A列2番によることができる。(以下

ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、[日本工業規格](#)A列2番によることができる。(以下この節において同じ。)

(4)～(7) 略

第98条 法令に基づく施設改善

[法令に基づく施設改善の調査書は、第86条](#)の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 略

第99条 木造建物

木造建物の図面及び調査書は、[第87条](#)の調査結果を基に作成するものとする。

2～3 略

第100条 木造特殊建物

木造特殊建物の図面及び調査書は、[第88条](#)の調査結果を基に作成するものとする。

2～3 略

第101条 非木造建物

非木造建物〔I〕の図面及び調査書は、[第89条](#)第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔II〕の図面及び調査書は、[第89条](#)第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

第102条 機械設備

機械設備の図面及び調査書は、[第90条](#)の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

第103条 生産設備

生産設備の図面及び調査書は、[第91条](#)の調査結果を基に作成するものとする。

2～3 略

第104条 附帯工作物

附帯工作物の図面及び調査書は、[第92条](#)の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

第105条 庭園

庭園の調査書は、[第93条](#)の調査結果を基に工作物調査表及び立竹木調査表を用いて、[積算](#)に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

第106条 墳墓

墳墓の図面及び調査書は、[第94条](#)の調査結果を基に作成するものとする。

2 略

3 調査書は、[工作物調査表](#)、[立竹木調査表](#)及び[墳墓調査表](#)を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

第107条 立竹木等

立竹木等の図面及び調査書は、[第95条](#)の調査結果を基に作成するものとする。

2 [第95条](#)第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

(1) 標準地の位置及び面積

(2) 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲及び面積

3 略

この節において同じ。)

(4)～(7) 略

第95条 法令に基づく施設改善

[第83条](#)の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 略

第96条 木造建物

木造建物の図面及び調査書は、[第84条](#)の調査結果を基に作成するものとする。

2～3 略

第97条 木造特殊建物

木造特殊建物の図面及び調査書は、[第85条](#)の調査結果を基に作成するものとする。

2～3 略

第98条 非木造建物

非木造建物〔I〕の図面及び調査書は、[第86条](#)第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔II〕の図面及び調査書は、[第86条](#)第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

第99条 機械設備

機械設備の図面及び調査書は、[第87条](#)の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

第100条 生産設備

生産設備の図面及び調査書は、[第88条](#)の調査結果を基に作成するものとする。

2～3 略

第101条 附帯工作物

附帯工作物の図面及び調査書は、[第89条](#)の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

第102条 庭園

庭園の調査書は、[第90条](#)の調査結果を基に工作物調査表及び立竹木調査表を用いて、[算定](#)に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

第103条 墳墓

墳墓の図面及び調査書は、[第91条](#)の調査結果を基に作成するものとする。

2 略

3 調査書は、[墳墓調査表](#)、[工作物調査表](#)及び[立竹木調査表](#)を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

第104条 立竹木等

立竹木等の図面及び調査書は、[第92条](#)の調査結果を基に作成するものとする。

2 [第92条](#)第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

(1) 標準地の位置、面積

(2) 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲、面積

3 略

第108条 石綿

石綿の図面及び調査書は、[第96条](#)の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。

第3節 算定

第109条 移転先の検討

略

2～3 略

4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、[第97条](#)で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

第110条 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定

既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、[第98条](#)の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。

第111条 木造建物

木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに[第99条](#)で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔I〕については木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。なお、木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領より行うものとする。

第112条 木造特殊建物

木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに[第100条](#)で作成した図面及び調査書を基に、積算するものとする。なお、その積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造特殊建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

第113条 非木造建物

非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに[第101条](#)で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔I〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。なお、非木造建物〔II〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第3条第3項に定めるところによるものとする。

2 非木造建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領より行うものとする。

第114条 照応建物の詳細設計

[第109条](#)第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

(1)～(2) 略

第115条 機械設備

機械設備の補償額の算定は、[第102条](#)で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

第116条 生産設備

生産設備の補償額の算定は、[第103条](#)で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討した上で、行うものとする。

2 略

第105条 石綿

石綿の図面及び調査書は、[第93条](#)の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。

第3節 算定

第106条 移転先の検討

略

2～3 略

4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、[第94条](#)で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

第107条 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定

既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、[第95条](#)の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。

第108条 木造建物

木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに[第96条](#)で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔I〕については木造建物要領により、木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕については木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造建物の移転料の算定は、調査職員から指示された移転工法により行うものとする。

第109条 木造特殊建物

木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに[第97条](#)で作成した図面及び調査書を基に、木造建物要領を準用して当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造特殊建物の移転料の算定は、調査職員から指示された移転工法により行うものとする。

第110条 非木造建物

非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに[第98条](#)で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔I〕については非木造建物要領により、非木造建物〔II〕については非木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 非木造建物の移転料の算定は、調査職員から指示された移転工法により行うものとする。

第111条 照応建物の詳細設計

[第106条](#)第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

(1)～(2) 略

第112条 機械設備

機械設備の補償額の算定は、[第99条](#)で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

第113条 生産設備

生産設備の補償額の算定は、[第100条](#)で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討した上で、行うものとする。

2 略

第117条 附帯工作物

附帯工作物の補償額の算定は、第104条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

第118条 庭園

庭園の補償額の算定は、第105条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討した上で、行うものとする。

第119条 墳墓

墳墓の補償額の算定は、第106条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

第120条 立竹木等

立竹木等の補償額の算定は、第107条で作成した資料を基に当該立竹木等の移植の可否及び適否について検討した上で、各地区用地対策連絡協議会等が定める算定要領等（※「参考6」立竹木調査積算要領）により行うものとする。

第114条 附帯工作物

附帯工作物の補償額の算定は、第101条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

第115条 庭園

庭園の補償額の算定は、第102条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討した上で、行うものとする。

第116条 墳墓

墳墓の補償額の算定は、第103条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

第117条 立竹木等

立竹木等の補償額の算定は、第104条で作成した資料を基に当該立竹木等の移植の可否及び適否について検討した上で、各地区用地対策連絡協議会等が定める算定要領等（※「参考6」立竹木調査積算要領）により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

第118条 営業その他の調査

略

第119条 営業に関する調査

略

(1)～(2) 略

(3) 略

① 略

② 直近3か年の事業年度の損益計算書(写)、貸借対照表(写)

③ 直近1年の事業年度の総勘定元帳(写)、固定資産台帳(写)。特に必要と認める場合は直近3か年。

④ 略

ア 正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳

イ 簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳

(4) 略

2～3 略

第120条 居住者等に関する調査

略

(1) 氏名、住所(建物番号、室番号)

(2) 居住者の家族構成(氏名、生年月日)

(3)～(5) 略

2～3 略

第121条 動産に関する調査

略

(1) 所有者の氏名等及び住所等(建物番号、室番号)

(2)～(3) 略

(4) 一般動産については、品目、形状、寸法、容量、重量

(5) 略

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

第121条 営業その他の調査

略

第122条 営業に関する調査

略

(1)～(2) 略

(3) 略

① 略

② 直近3か年の事業年度の損益計算書(写) 及び貸借対照表(写)

③ 直近1年の事業年度の総勘定元帳(写) 及び固定資産台帳(写)。特に必要と認める場合は直近3か年。

④ 略

ア 正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳 及び預金出納帳

イ 簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳 及び経費帳

(4) 略

2～3 略

第123条 居住者等に関する調査

略

(1) 氏名、住所(建物番号 及び室番号)

(2) 居住者の家族構成(氏名 及び生年月日)

(3)～(5) 略

2～3 略

第124条 動産に関する調査

略

(1) 所有者の氏名等及び住所等(建物番号 及び室番号)

(2)～(3) 略

(4) 一般動産については、品目、形状、寸法、容量 及び重量

(5) 略

第2節 調査書の作成

第125条 調査書の作成
略

第3節 算定

第126条 補償額の算定
略

第8章 消費税等調査

第127条 消費税等に関する調査
略

第128条 調査
略

第129条 補償の要否の判定等
略

第9章 予備調査

第1節 調査

第130条 予備調査
略

第131条 企業内容等の調査
略

第132条 敷地使用実態の調査
略

(1)～(3) 略

(4) 略

①～② 略

③ 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料並びに製品等の品目及び数量

④ 略

(5)～(7) 略

第133条 建物調査

予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第87条から第89条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2～3 略

第134条 機械設備等調査

第2節 調査書の作成

第122条 調査書の作成
略

第3節 算定

第123条 補償額の算定
略

第8章 消費税等調査

第124条 消費税等に関する調査
略

第125条 調査
略

第126条 補償の要否の判定等
略

第9章 予備調査

第1節 調査

第127条 予備調査
略

第128条 企業内容等の調査
略

第129条 敷地使用実態の調査
略

(1)～(3) 略

(4) 略

①～② 略

③ 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量

④ 略

(5)～(7) 略

第130条 建物調査

予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第84条から第86条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2～3 略

第131条 機械設備等調査
略

略

第2節 調査書等の作成

第135条 企業概要書

企業内容等の調査書は、[第131条](#)の調査結果を基に企業概要書を用いて、作成するものとする。

第136条 配置図

予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、[第132条](#)の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

(1)～(3) 略

第137条 建物、機械設備等の図面作成

略

第138条 移転計画案の作成

予備調査に係る工場等の移転計画案は、[第131条](#)から[第134条](#)までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

(1)～(7) 略

2 略

第3節 算定

第139条 補償概算額の算定

前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、[第135条](#)から前条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 移転工法案の検討等

第1節 調査

第140条 移転工法案の検討

略

第141条 企業内容等の調査

工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、[第135条](#)の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

(1)～(8) 略

第142条 敷地使用実態の調査

工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、[第132条](#)の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

(1)～(3) 略

(4) 略

①～② 略

③ 原材料、製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに製品等の品目及び数量

④ 略

(5)～(7) 略

第2節 調査書等の作成

第132条 企業概要書

企業内容等の調査書は、[第128条](#)の調査結果を基に企業概要書を用いて、作成するものとする。

第133条 配置図

予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、[第129条](#)の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

(1)～(3) 略

第134条 建物、機械設備等の図面作成

略

第135条 移転計画案の作成

予備調査に係る工場等の移転計画案は、[第128条](#)から[第131条](#)までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

(1)～(7) 略

2 略

第3節 算定

第136条 補償概算額の算定

前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、[第132条](#)から前条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 移転工法案の検討等

第1節 調査

第137条 移転工法案の検討

略

第138条 企業内容等の調査

工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、[第132条](#)の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

(1)～(8) 略

第139条 敷地使用実態の調査

工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、[第129条](#)の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

(1)～(3) 略

(4) 略

①～② 略

③ 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量

④ 略

(5)～(7) 略

第2節 調査書等の作成

第143条 企業概要書

企業内容等の調査書は、[第141条](#)の調査結果を基に企業概要書（様式第24号の1）を用いて、作成するものとする。

第144条 移転工法案の作成

工場等の移転工法案は、[第85条](#)から[第93条](#)まで、[第95条](#)、[第141条](#)及び[第142条](#)の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1（4）アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

（1）～（7） 略

2 略

第145条 補償額の比較

略

第11章 再算定業務

第146条 再算定業務

再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

第147条 再算定の方法

建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び補償額の算定方法により行うものとする。

（1）補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。

（2）再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、調査職員の指示による。

第12章 土地評価

第148条 土地評価

略

第149条 土地評価の基準

略

第150条 現地踏査及び資料作成

略

（1） 略

①～③ 略

④ 幹線道路の種別及び幅員

⑤～⑧ 略

（2）～（6） 略

第151条 標準地の選定及び標準地調査書の作成

略

第152条 標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成

第2節 調査書等の作成

第140条 企業概要書

企業内容等の調査書は、[第138条](#)の調査結果を基に企業概要書（様式第24号の1）を用いて、作成するものとする。

第141条 移転工法案の作成

工場等の移転工法案は、[第82条](#)から[第90条](#)まで、[第92条](#)、[第138条](#)及び[第139条](#)の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1（4）アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

（1）～（7） 略

2 略

第142条 補償額の比較

略

第11章 再算定業務

第143条 再算定業務

再算定業務とは、建物等の移転補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

第144条 再算定の方法

建物等の移転補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び移転補償額の算定方法により行うものとする。

（1）移転補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。

（2）再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき移転補償額を算定する。この場合における移転工法は、調査職員の指示による。

第12章 土地評価

第145条 土地評価

略

第146条 土地評価の基準

略

第147条 現地踏査及び資料作成

略

（1） 略

①～③ 略

④ 幹線道路の種別、幅員

⑤～⑧ 略

（2）～（6） 略

第148条 標準地の選定及び標準地調査書の作成

略

第149条 標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成

標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に[第146条](#)に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯

標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第149条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2～3 略

第153条 残地等に関する損失の補償額の算定
略

第13章 補償説明

第154条 補償説明
略

第155条 概況ヒアリング等
略

第156条 説明資料の作成等
略

第157条 権利者に対する説明
略

第158条 記録簿の作成
略

第159条 説明後の措置
略

第14章 地盤変動影響調査等

第1節 調査

第160条 地盤変動影響調査
略

第161条 調査
略

第162条 費用負担の要否の検討

第2節

第163条 費用負担額の算定
略

第15章 費用負担の説明

第164条 費用負担の説明
略

と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。
2～3 略

第150条 残地等に関する損失の補償額の算定
略

第13章 補償説明

第151条 補償説明
略

第152条 概況ヒアリング等
略

第153条 説明資料の作成等
略

第154条 権利者に対する説明
略

第155条 記録簿の作成
略

第156条 説明後の措置
略

第14章 地盤変動影響調査等

第1節 調査

第157条 地盤変動影響調査
略

第158条 調査
略

第159条 費用負担の要否の検討

第2節 算定

第160条 費用負担額の算定
略

第15章 費用負担の説明

第161条 費用負担の説明
略

第165条 概況ヒアリング等
略

第166条 説明資料の作成等
略

第167条 権利者に対する説明
略

第168条 記録簿の作成
略

第169条 説明後の措置
略

第16章 騒音等調査

第170条 騒音等調査
略

第171条 調査の方法
略

第17章 事業認定申請図書等の作成

第172条 事業認定申請図書
略

第173条 事業認定申請図書の作成
略

第174条 事業計画の説明
略

第175条 現地踏査
略

第176条 起業地の範囲の検討
略

第177条 事業認定申請図書の作成方法
略

第178条 事前相談用資料の作成方法
略

第179条 事前相談用資料の提出
略

第162条 概況ヒアリング等
略

第163条 説明資料の作成等
略

第164条 権利者に対する説明
略

第165条 記録簿の作成
略

第166条 説明後の措置
略

第16章 騒音等調査

第167条 騒音等調査
略

第168条 調査の方法
略

第17章 事業認定申請図書等の作成

第169条 事業認定申請図書
略

第170条 事業認定申請図書の作成
略

第171条 事業計画の説明
略

第172条 現地踏査
略

第173条 起業地の範囲の検討
略

第174条 事業認定申請図書の作成方法
略

第175条 事前相談用資料の作成方法
略

第176条 事前相談用資料の提出
略

第180条 本申請図書の作成
略

第181条 裁決申請図書の作成
略

第182条 裁決申請図書の作成方法
略

第183条 明渡裁決申立図書の作成
略

第184条 明渡裁決申立図書の作成方法
略

第18章 物件調書の作成

第185条 物件調書の作成
略

第19章 保安林解除等申請図書の作成

第186条 保安林解除等申請図書の作成
略

2 略

3 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第2416号）第7条及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年6月23日農林省令第40号）第14条に規定する国有林野の使用申請手続に要する関係書面を作成することをいう。

第187条 事業計画の説明
略

第188条 現地踏査
略

第189条 保安林解除等申請図書の作成方法
略

第20章 完了図書の作成

第190条 完了図書の作成
略

第191条 現地踏査
略

第192条 完了図書の作成方法
略

第177条 本申請図書の作成
略

第178条 裁決申請図書の作成
略

第179条 裁決申請図書の作成方法
略

第180条 明渡裁決申立図書の作成
略

第181条 明渡裁決申立図書の作成方法
略

第18章 物件調書の作成

第182条 物件調書の作成
略

第19章 保安林解除等申請図書の作成

第183条 保安林解除等申請図書の作成
略

2 略

3 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第2416号）第7条及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年6月23日農林省令第40号）第14条に規定する国有林野の使用申請手続に要する関係書面を作成することをいう。

第184条 事業計画の説明
略

第185条 現地踏査
略

第186条 保安林解除等申請図書の作成方法
略

第20章 完了図書の作成

第187条 完了図書の作成
略

第188条 現地踏査
略

第189条 完了図書の作成方法
略

第21章 内水面漁業権等調査

第193条 内水面漁業権等調査

略

第194条 調査の方法

略

第22章 写真台帳の作成

第195条 写真台帳の作成

略

(1)～(2) 略

(3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第124条第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。

(4)～(6) 略

2～4 略

第21章 内水面漁業権等調査

第190条 内水面漁業権等調査

略

第191条 調査の方法

略

第22章 写真台帳の作成

第192条 写真台帳の作成

略

(1)～(2) 略

(3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第121条第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。

(4)～(6) 略

2～4 略